

議第207号 呉市農村コミュニティ施設設置条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

市民負担の公平性の観点から、また、受益者負担の原則により、農村コミュニティ施設の施設使用料について額の改定をするものです。

2 改正の内容

コスト算定単価の計算により算出した額と、現行の施設使用料の額との間に乖離が生じていることから、条例で定める施設使用料の上限額について、「使用料・手数料改定の方針」で示されている乖離率<sup>かい</sup>に応じた改定率を反映させた額に改定します。

なお、施設区分及び時間区分ごとの施設使用料の額は規則で定めており、その改定率及び改定額は次の表のとおりです。

(1) 下蒲刈農村環境改善センター

施設区分	時間区分	改定率	改正前額(円)	改正後額(円)
多目的ホール	8:30~17:00 (4時間まで)	0.8	8,200	6,560
	8:30~17:00 (追加1時間当たり)	0.8	1,200	960
	17:00~22:00 (4時間まで)	0.8	14,400	11,500
	17:00~22:00 (追加1時間当たり)	0.8	1,500	1,200
農業研修室	8:30~17:00 (4時間まで)	0.7	2,900	2,030
	8:30~17:00 (追加1時間当たり)	0.7	300	210
	17:00~22:00 (4時間まで)	0.7	5,700	3,990
	17:00~22:00 (追加1時間当たり)	0.7	600	420
和室A	8:30~17:00 (4時間まで)	0.7	1,500	1,050
	8:30~17:00 (追加1時間当たり)	0.7	100	70
	17:00~22:00 (4時間まで)	0.7	2,900	2,030
	17:00~22:00 (追加1時間当たり)	0.7	300	210

和室B	8:30~17:00 (4時間まで)	0.7	1,500	1,050
	8:30~17:00 (追加1時間当たり)	0.7	100	70
	17:00~22:00 (4時間まで)	0.7	2,900	2,030
	17:00~22:00 (追加1時間当たり)	0.7	300	210
調理実習室	8:30~17:00 (4時間まで)	0.7	1,500	1,050
	8:30~17:00 (追加1時間当たり)	0.7	200	140
	17:00~22:00 (4時間まで)	0.7	2,900	2,030
	17:00~22:00 (追加1時間当たり)	0.7	300	210
農産物加工場	8:30~17:00 (4時間まで)	0.7	1,500	1,050
	8:30~17:00 (追加1時間当たり)	0.7	100	70
	17:00~22:00 (4時間まで)	0.7	4,100	2,870
	17:00~22:00 (追加1時間当たり)	0.7	300	210

## (2) 川尻転作促進研修所

施設区分	時間区分	改定率	改正前額(円)	改正後額(円)
第1研修室	8:00~12:00	0.7	900	630
	12:00~17:00	0.7	1,100	770
	17:00~21:00	0.7	900	630
第2研修室	8:00~12:00	0.7	1,600	1,120
	12:00~17:00	0.7	1,800	1,260
	17:00~21:00	0.7	1,600	1,120
料理実習室	8:00~12:00	0.7	1,100	770
	12:00~17:00	0.7	1,100	770
	17:00~21:00	0.7	1,100	770

## (3) 豊農業団地センター

施設区分	時間区分	改定率	改正前額(円)	改正後額(円)
会議室A	9:00~13:00	0.7	1,100	770
	13:00~17:00	0.7	1,100	770
	17:00~22:00	0.7	1,100	770

会議室B	9:00~13:00	0.7	1,100	770
	13:00~17:00	0.7	1,100	770
	17:00~22:00	0.7	1,100	770
研修室	9:00~13:00	0.7	1,500	1,050
	13:00~17:00	0.7	1,500	1,050
	17:00~22:00	0.7	1,500	1,050

### 3 施行期日

令和2年4月1日

議第208号 ふるさと産品加工施設設置条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

市民負担の公平性の観点から、また、受益者負担の原則により、ふるさと産品加工施設のうち海駅梶ヶ浜ふるさと産品加工センターほか3施設の施設使用料について額の改定をするものです。

2 改正の内容

コスト算定単価の計算により算出した額と、現行の施設使用料の額との間に乖離が生じていることから、条例で定める施設使用料の上限額について、「使用料・手数料改定の方針」で示されている乖離率に応じた改定率を反映させた額に改定します。

なお、施設区分及び時間等区分ごとの施設使用料の額は規則で定めており、その改定率及び改定額は次の表のとおりです。

(1) 海駅梶ヶ浜ふるさと産品加工センター

施設区分	時間等区分	改定率	改正前額(円)	改正後額(円)
産品販売所	1月につき	1.2	60,000	72,000

(2) 姫ひじき塩の家

施設区分	時間等区分	改定率	改正前額(円)	改正後額(円)
製塩施設	1月につき	1.2	36,000	43,200
製塩倉庫	1日につき	1.5	200	300
製塩体験施設	1回	1.2	5人までは3,500円、6人目以降は一人当たり500円	5人までは4,200円、6人目以降は一人当たり600円

(3) 豊浜水産加工センター

施設区分	時間等区分	改定率	改正前額(円)	改正後額(円)
海草下処理室	1日につき	0.7	1,200	840
魚介類下処理室	1日につき	0.7	1,200	840
加工室	1日につき	1.2	1,200	1,440
こん包室	1日につき	0.8	1,200	960

(4) 豊ふれあい農産加工センター

施設区分	時間等区分	改定率	改正前額(円)	改正後額(円)
主調理室，下調理室，製品包装室及び控室	9:00～13:00	1.2	1,200	1,440
	13:00～17:00	1.2	1,200	1,440

	17:00~ 22:00	1.2	1,500	1,800
--	-----------------	-----	-------	-------

### 3 施行期日

令和2年4月1日

# 議第209号 ふるさと体験交流施設設置条例の一部を改正する条例の制定について

## 1 改正の趣旨

市民負担の公平性の観点から、また、受益者負担の原則により、コテージ梶ヶ浜の施設使用料について額の改定をするものです。

## 2 改正の内容

コスト算定単価の計算により算出した額と、現行の施設使用料の額との間に乖離が生じていることから、条例で定める施設使用料の上限額について、「使用料・手数料改定の方針」で示されている乖離率<sup>かい</sup>に応じた改定率を反映させた額に改定します。

なお、利用者等区分ごとの施設使用料の額は規則で定めており、その改定率及び改定額は次の表のとおりです。

利用者等区分	改定率	改正前額(円)	改正後額(円)
1棟1泊につき4人まで	1.2	14,400	17,300
1棟1泊につき5人目及び6人目の一人当たり	1.2	2,000	2,400
1棟当たりの使用最終日の正午までの超過金	1.2	2,000	2,400

## 3 施行期日

令和2年4月1日

## 議第 210 号 であいの館蒲刈設置条例の一部を改正する条例の制定について

### 1 改正の趣旨

市民負担の公平性の観点から、また、受益者負担の原則により、であいの館蒲刈の施設使用料について額の改定をするものです。

### 2 改正の内容

コスト算定単価の計算により算定した額と、現行の施設使用料の額との間に乖離かいが生じていることから、条例で定める施設使用料の上限額について、「使用料・手数料改定の方針」で示されている乖離率に応じた改定率を反映させた額に改定します。

なお、施設区分及び時間等区分ごとの施設使用料の額は規則で定めており、その改定率及び改定額は次の表のとおりです。

施設区分	時間等区分	改定率	改正前額(円)	改正後額(円)
地域特産品販売コーナー	1月につき	1.2	90,000	108,000
軽食コーナー	1月につき	1.5	11,300	17,000

### 3 施行期日

令和2年4月1日

## 議第 2 1 1 号 グリーンヒル郷原設置条例の一部を改正する条例の制定について

### 1 改正の趣旨

市民負担の公平性の観点から、また、受益者負担の原則により、グリーンヒル郷原の施設使用料について額の改定をするものです。

### 2 改正の内容

コスト算定単価の計算により算出した額と、現行の施設使用料の額との間に乖離が生じていることから、条例で定める施設使用料の上限額について、「使用料・手数料改定の方針」で示されている乖離率に応じた改定率を反映させた額に改定します。

なお、施設区分及び時間等区分ごとの施設使用料の額は規則で定めており、その改定率及び改定額は次の表のとおりです。

#### (1) 宿泊施設

施設区分	時間等区分	改定率	改正前額(円)	改正後額(円)
宿泊施設	青少年：ベッド	1. 2	4 6 0	5 5 0
	青少年：和室	1. 2	7 0 0	8 4 0
	一般：ベッド	1. 2	1, 6 9 0	2, 0 3 0
	一般：和室	1. 2	2, 5 4 0	3, 0 5 0

#### (2) 研修室等

施設区分	時間等区分	改定率	改正前額(円)	改正後額(円)
研修室サフ ランⅠ	9：00～12：00	1. 2	1, 1 0 0	1, 3 2 0
	12：00～17：00	1. 2	1, 8 5 0	2, 2 2 0
	17：00～22：00	1. 2	2, 2 1 0	2, 6 5 0
研修室サフ ランⅡ	9：00～12：00	1. 2	1, 1 0 0	1, 3 2 0
	12：00～17：00	1. 2	1, 8 5 0	2, 2 2 0
	17：00～22：00	1. 2	2, 2 1 0	2, 6 5 0
研修室ロー ズマリーⅠ	9：00～12：00	1. 2	1, 4 0 0	1, 6 8 0
	12：00～17：00	1. 2	2, 3 4 0	2, 8 1 0
	17：00～22：00	1. 2	2, 8 2 0	3, 3 8 0
研修室ロー ズマリーⅡ	9：00～12：00	1. 2	1, 1 0 0	1, 3 2 0
	12：00～17：00	1. 2	1, 8 5 0	2, 2 2 0
	17：00～22：00	1. 2	2, 2 1 0	2, 6 5 0
多目的広場	9：00～12：00	1. 2	6 2 0	7 4 0
	12：00～17：00	1. 2	1, 0 5 0	1, 2 6 0
	17：00～22：00	1. 2	1, 0 5 0	1, 2 6 0
	上記時間帯以外の2時間	1. 2	3 0 0	3 6 0
ゲートボー ル場	9：00～12：00	1. 2	4 1 0	4 9 0
	12：00～17：00	1. 2	7 0 0	8 4 0
	上記時間帯以外の2時間	1. 2	2 0 0	2 4 0

(3) 食品加工場等

施設区分	時間等区分	改定率	改正前額(円)	改正後額(円)
食品加工場	9:00~12:00	0.7	660	460
	12:00~17:00	0.7	1,100	770
市民農園	1月・1区画	1.2	370	440

3 施行期日

令和2年4月1日

# 議第 2 1 2 号 呉市農業技術拠点センター設置条例の一部を改正する条例の制定について

## 1 改正の趣旨

市民負担の公平性の観点から、また、受益者負担の原則により、呉市農業技術拠点センターのうち倉橋農業技術拠点センターの施設使用料について額の改定をするものです。

## 2 改正の内容

コスト算定単価の計算により算出した額と、現行の施設使用料の額との間に乖離が生じていることから、条例で定める施設使用料の上限額について、「使用料・手数料改定の方針」で示されている乖離率に応じた改定率を反映させた額に改定します。

なお、施設区分及び時間区分ごとの施設使用料の額は規則で定めており、その改定率及び改定額は次の表のとおりです。

施設区分	時間区分	改定率	改正前額(円)	改正後額(円)
研修室	9:00~12:00	0.7	6,300	4,410
	12:00~17:00	0.7	10,500	7,350
	17:00~22:00	0.7	10,500	7,350
営農相談室	9:00~12:00	0.7	2,500	1,750
	12:00~17:00	0.7	4,200	2,940
	17:00~22:00	0.7	4,200	2,940
会議室	9:00~12:00	0.7	1,900	1,330
	12:00~17:00	0.7	3,200	2,240
	17:00~22:00	0.7	3,200	2,240

## 3 施行期日

令和 2 年 4 月 1 日

## 議第 2 1 3 号 恵みの丘蒲刈設置条例の一部を改正する条例の制定について

### 1 改正の趣旨

市民負担の公平性の観点から、また、受益者負担の原則により、恵みの丘蒲刈の施設使用料について額の改定をするものです。

### 2 改正の内容

コスト算定単価の計算により算出した額と、現行の施設使用料の額との間に乖離<sup>かい</sup>が生じていることから、条例で定める施設使用料の上限額について、「使用料・手数料改定の方針」で示されている乖離率に応じた改定率を反映させた額に改定します。

なお、施設区分及び時間等区分ごとの施設使用料の額は規則で定めており、その改定率及び改定額は次の表のとおりです。

施設区分	時間等区分	改定率	改正前額(円)	改正後額(円)
農産物加工施設	9:00~13:00	1.2	1,200	1,440
	13:00~17:00	1.2	1,200	1,440
地域食材供給施設	1月につき	1.5	75,000	112,500

### 3 施行期日

令和 2 年 4 月 1 日